

・ 国際環境協力をめぐる動向

国際環境協力のあり方について

答申

平成4年5月15日

中央公害対策審議会
自然環境保全審議会

目 次

はじめに - 答申の視点	3
第 1 章 国際環境協力の基本的考え方	4
(1)国際環境協力の理念 持続可能な開発の実現の支援	4
(2)環境 ODA の役割と重点	4
(3)全地球的な環境問題への対応	4
(4)環境配慮の徹底	4
(5)援助実施機関間の調整と分担	5
(6)社会各層の参加	5
(7)国民の支持を得るための努力	5
第 2 章 政府における国際環境協力の推進のために	5
第 1 節 資金協力のあり方	5
(1)持続可能な開発と ODA	5
(2)環境 ODA の拡充	6
(3)二国間の資金協力の役割	6
(4)多国間開発援助機関の活用	6
(5)途上国のための資金の動員方法	6
ア 資金需要見積、調達及び利用のための計画の策定	6
イ ノウハウと資金の統合	7
ウ 環境保全型投資の開拓	7
第 2 節 環境上健全な技術の移転のあり方	7
(1)中小企業の技術・経験の活用	7
(2)資源・エネルギーの利用効率に関する技術・ノウハウ	7
(3)技術移転・研究国際ネットワークの構築	7
(4)途上国の施設等の活用	8
第 3 節 環境 ODA の効果的实施	8
(1)環境状況の把握及び環境保全基本計画作りへの支援	8
(2)モデル事業の実施	8
(3)事前、事後の評価の充実	8
(4)地域環境協力の推進	8
第 4 節 環境配慮の充実	9
(1)特に慎重な対応を要する案件	9
(2)環境配慮の方針の周知	9
(3)国別環境情報の有用性	9
(4)環境配慮の経験の活用	10
第 5 節 実施体制の整備	10
(1)国内実施体制	10
(2)援助機関間の連携	10
(3)人材の確保	10
(4)人材の育成	11
(5)後方支援体制の整備	11
第 3 章 民間国際環境協力の推進に向けて	11
第 1 節 非政府団体(NGO)の参加協力、支援の強化	11
第 2 節 民間企業等による国際環境協力の推進	12
(1)環境配慮の推進	12
(2)途上国における環境保全事業の推進	12
(3)途上国の環境保全産業への投資、技術移転等の促進	13

はじめに - 答申の視点

人類が地球の生態系の一員として生存していくためには、環境からみて健全で持続可能な開発を地球規模で実現することが、今や不可欠である。現在の趨勢のまま急激な人口の増加と経済・社会活動の拡大が続けば、近い将来、地球環境の収容力が限界に達するのではないかとの危機意識が世界共通のものとなりつつある。一方、世界人口の5分の4近くを占める開発途上国は、貧困 人口増加 環境破壊の悪循環から脱却し、食糧、健康等人間としての基礎的必要(basic human needs: BHN)を充たすとともに生活の向上を目指していくため、今後更に開発努力を強化する必要がある。冷戦構造の終結に伴い、軍事的な意味での安全保障にかわって、健全な地球生態系の維持を含めた総合的な安全保障のため、21世紀に向けて新しい世界秩序をいかにして築いていくかが人類最大の課題となっている。

地球規模での持続可能な開発は、現在の経済・社会システムと資源利用のあり方の根本的な改革を意味する。特に先進国は、大量生産、大量消費、大量廃棄に基づいた経済成長至上主義の産業文明から脱却し、個人の日常生活における行動から社会・経済の構造に至るまで、根本的に変革しなければならない。市場経済の仕組みを活用して経済社会活動の中に環境保全のコストを織り込むとともに、資源・エネルギーの効率的利用、徹底した再生利用を推進することによって、自ら持続可能な社会・経済システムを実現するよう努める必要がある。他方、開発が遅れている途上国においては、まず人間としての基礎的必要の充足、貧困の克服及び人口増加の抑制が重要であり、これらの視点を織り込んで、環境保全と経済開発を統合した政策を推進する必要がある。また、援助による途上国への資金の流れの拡大だけではなく、国際取引引きされる財やサービスが真の環境保全のためのコストを反映したものとなるよう、先進国、途上国が協力して貿易、投資、金融等の国際経済関係の中にも環境配慮を組み込んでいく必要がある。

国際環境協力とは、地球的規模での持続可能な開発の達成のための世界的連帯、協調行動を意味する。それは、先進国から開発途上国に対する一方的な「援助」ではなく、地球的規模で相互依存が深まる中で、地球上の人類全体の生存と生活の向上を確保するためのパートナーシップに基づく「協力」である。この協力を惜しむならば、地球環境の破壊を通じて、先進国も途上国も大きな災禍に見舞われることになる。また、国際環境協力を担う主体は、先進国、開発途上国を問わず、政府機関や政府間国際機関だけではなく、民間企業・各種NGO や一般市民をも含めた広範なものであり、特に民間の国際協力の重要性は、今後ますます高まっていくものと考えられる。わが国は平和国家を旨として大規模で高度な経済活動を営む一方、過去に厳しい公害問題を体験し、その過程で多くの経験と技術を培ってきた。しかも公害克服の努力が結果において経済発展を損うことはなかったという実績を有しているわが国にとって、地球環境保全は、国際社会のために最も貢献できる、また、貢献すべき分野である。わが国は、国内において環境保全型社会の形成に努めるとともに、地球規模での持続可能な開発の実現と地球環境保全のための世界的な協調行動の推進に向けて、積極的に我が国としての役割を果たしていくべきである。そのような認識の下で政府、企業、国民が、あるいは一体となって、あるいはそれぞれの立場で、国際環境協力を推し進めていく必要がある。

わが国が今後より一層積極的に国際環境協力を展開していく上では、次のような点を明らかにし、その具体化を図っていく必要がある。

- (1)国際環境協力の推進に当たっての基本的考え方。
- (2)政府開発援助(ODA)を中心に、政府における国際環境協力の推進方策及び実施体制はいかにあるべきか。
- (3)非政府団体(NGO)、企業等民間による国際環境協力の推進に対する支援のあり方。

なお、今後国際環境協力を推進するに当たっての国内の基盤整備のためにも、環境保全に関する総合的な法制のあり方について検討することが望まれる。

第1章 国際環境協力の基本的考え方

途上国の環境問題は、森林や土壌等の自然資源の破壊から水質・大気等の環境汚染、廃棄物問題、更には温暖化等の地球的規模の環境問題への対応まで広範多岐にわたり、その背景には貧困や人口圧力等があって、多種多様な社会問題の縮図となっている。途上国の多くは、問題に対処する技術的・経済的基盤や行政的基盤が不十分であり、そのような状況の下で無秩序な開発が進められれば、途上国の環境資源は回復不能なまでに破壊されてしまい、これが世界の安定にも影響することが憂慮される。従って、こうした途上国の環境問題への取り組みには、途上国自身の努力に加えて、環境保全対策のための資金、技術等に関する先進国の支援が不可欠になっている。また、その際、環境問題への対処だけでなく、その背景にある貧困、社会・経済の改善等にも同時に取り組む必要がある。

(1) 国際環境協力の理念 持続可能な開発の実現の支援

国際環境協力は、協力相手国における持続可能な開発の達成を支援することをもって基本理念とすべきである。すべての国際協力における「開発」とは、「持続可能な開発」を目指すものでなければならない。また、その前提として、途上国における人間としての基礎的必要性の充足、貧困の克服及び人口増加の抑制も重視されるべきである。

また、途上国自身が持続可能な開発の重要性を認識し、努力を強化することが重要である。協力が有効に生かされるよう、途上国の側でも総合的な開発計画の策定、実施体制の整備など、援助の受容能力及び環境問題への対処能力の向上を図る必要がある。

(2) 環境 ODA の役割と重点

ODA は、民間企業による直接投資や資金・技術協力及び NGO、一般市民による活動を含めた国際協力全体の先導役を果たす必要がある。

ODA 一般を持続可能な開発の見地から推進するとともに、環境保全を直接の目的とする政府開発援助(環境 ODA)を充実させていくことが重要である。特に重点を置くべき環境 ODA の目標としては、

- (ア) 自然資源基盤の保全や損なわれた環境の回復・改善
- (イ) 持続可能な開発に必要な制度、組織、情報の整備・普及、人材の育成等、途上国の対処能力の向上

が挙げられる。

(3) 全地球的な環境問題への対応

オゾン層破壊、地球温暖化など、地球全体に影響が及ぶ環境問題(全地球的な環境問題)については、将来的には途上国からの環境負荷が大きくなっていくとしても、現時点では先進国の負荷が大きいことあって、途上国自身が優先的に対処することが難しい。そのため、先進国は、各途上国内の環境問題を解決するための協力に加えて、経済協力開発協力機構(OECD)/開発援助委員会(DAC)の指針等を踏まえ、地球規模の環境問題に対する途上国の取り組みに関しても積極的に協力していく必要がある。

これらの全地球的な環境問題について国際的な枠組みとしての条約が存在する場合は、途上国の条約参加を促進する観点から、条約上の資金供給の仕組みとの調整を図りつつ、途上国の対処能力の向上を中心として、ODA を活用していく必要がある。

(4) 環境配慮の徹底

ODA 等の国際協力による開発に際し、環境への影響を最小限にするような配慮を組み込むことが重要である。個々の事業を行うに際して事前に環境影響評価を行うにとどまらず、協力政策の企画・立案、案件の形成・協議から、事業実施を経て事後の評価、フォロー・アップに至るまでのすべての段階で、持続可能な開発の見地から環境への配慮を徹底していく必

要がある。このため、ODA による開発事業全体の中で環境保全のための資金配分を高めるとともに、個々の事業においても環境配慮の充実を図ることが必要である。

(5) 援助実施機関間の調整と分担

限られた ODA 資金を有効に活用していくため、援助国間及び援助実施機関間の連携と調整を図ることが重要である。また、政府による協力活動と民間による協力活動との間の連携を図っていくことも重要である。

(6) 社会各層の参加

持続可能な開発は、女性、青少年、市民団体、労働組合、企業等の社会の各層の参加と協力等、多様な取り組みによって実現される。特に、女性は生命を産み、日常、生活環境の安全に直接に関わる重要な役割を果たしている。持続可能な開発の実現を図るための政策立案から対策実施までのあらゆる段階において、女性の積極的な参画の機会が確保されなければならない。

環境 ODA の拡充に当たっては、環境保全対策がしばしば住民の生活と関わるものであって、住民の理解と協力無しには十分な効果を上げにくいことにも鑑みて、相手国政府と政策対話を強化し、現地の環境状況の調査・研究、援助計画の立案、事後評価等に際し共同作業を重視するとともに、地域住民・市民団体等の参加と協力を得て実施されるように努める必要がある。また、わが国内においても、あるいは専門家として、あるいはボランティアとして、あるいは資金提供者として、国民各層がそれぞれの立場で国際環境協力に参加していく必要がある。

(7) 国民の支持を得るための努力

以上のような国際環境協力の推進に当たっては、国民の間の十分な理解と支持が前提になる。そのためにも、政府は ODA をはじめ関連する問題についての情報の十分な公開、広報活動の強化、予算の効果的かつ効率的な使用等に、よりいっそう努力する必要がある。また、相手国に対しても、情報公開の重要性につき理解を求めていく必要がある。更に、国民の国際環境協力に対する理解を深めていく基盤として、環境教育の推進など、環境問題一般に対する国民の関心と理解の醸成に努めることも重要である。

第 2 章 政府における国際環境協力の推進のために

第 1 節 資金協力のあり方

(1) 持続可能な開発と ODA

地球規模で持続可能な開発を達成するには、途上国における人間としての基礎的必要性の充足、貧困の克服等のため開発を加速するとともに、環境保全対策を強化することが必要である。これらの対策の推進に必要な資金は途上国自身が国内において調達することが基本であるが、国内の開発資金不足に悩む多くの途上国においては、今後ともその旺盛な資金需要の一部を外国からの民間投資、金融、ODA その他の援助に頼らざるを得ないのが現実である。持続可能な開発の実現のために行われる各種対策、事業等の規模や内容が特定されていない現在、その正確な費用の算出を行うことは困難であるが、かなりの規模の追加的な資金が必要であることは疑い得ない。

地球規模で持続可能な開発の達成に必要な資金のうち譲許的なもの(無償又は低利の有償資金等、相手国にとって条件のよい資金協力)の大部分は、ODA の形で供給されるであろう。そのため、先進国は、ODA による途上国への資金の流れの拡大に引き続き努力する必要がある。わが国は、これまで、1977 年に始まる第一次中期目標において ODA の倍増計画を定めたのに引き続き、第二次、第三次中期目標においても倍増に努め、更に、現行の第四次中期目標においては 5 年間で 500 億ドル以上を目指し、着実な増額を行ってきた。途上国にお

る持続可能な開発の実現は、同じ地球社会に生きるわが国にとっても有益であることから、わが国としては、他の先進各国の態度をも踏まえつつ、今後ともその経済力に応じた経済協力を行っていく必要がある。

(2)環境 ODA の拡充

わが国の ODA においては、環境行政、公害対策、自然環境保全、上下水道の整備、廃棄物処理、森林保全、沙漠化防止、防災等を環境分野の ODA として、その着実な拡充と実施に努めてきた。1989 年には、「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において、環境分野の政府開発援助を拡充することを申し合わせるとともに、アルシュ・サミットの際、3 年間 3000 億円程度の環境 ODA 実施目標を表明したが、その後 2 年間でこの目標をほぼ達成した。1990 年度の実績は 1654 億円であり、5 年間に 5 倍増となっている。地球環境保全がわが国が最も国際社会のために貢献できる、また、貢献すべき分野であることから、途上国の様々な環境問題や地球環境問題に国際協調の下で取り組むことを基調にしつつ、今後とも、引き続き環境 ODA の充実・強化に努めていく必要がある。他方、このような金額を投じていく上では、環境協力の効率的、効果的实施が重要な課題となる。

(3)二国間の資金協力の役割

十分な相互理解の上に立って相手国の実情に応じた支援を行う重要な手段として、多国間の資金協力との整合性を保ちつつ、二国間の資金協力を積極的に推進する必要がある。この場合、環境保全対策が、短期的には勿論、長期的にも直接の利益を生みにくいことに対応して、環境法制、組織、人材等の行政基盤の整備、自然環境保全等のための協力や環境保全にも効果のある上下水道、廃棄物処理等の都市の居住環境、生活インフラ整備のための資金協力にはなるべく譲許性の高い資金を優先的に配分するよう努めていく必要がある。他方、被援助国側でもこれに対応して、通常の開発事業の中にも環境面からの配慮を徹底して加え、必要に応じて事業の設計自体を変更し、あるいは開発計画全体を調整する必要が生ずる場合もあり得よう。

(4)多国間開発援助機関の活用

国連機関をはじめとする国際機関はそれぞれの役割を担っており、その間の連絡調整と適切な機関の活用が重要である。その中で、多国間開発援助機関については、世界銀行、国連開発計画(UNDP)等を通じた既存の仕組みによる援助をいっそう強化する必要がある。また、従来の仕組みによって効果的に対処しにくい全地球的な環境問題に対する途上国の取り組みを支援するための多国間協力については、世界銀行、UNDP、国連環境計画(UNEP)の三者によって試験的に設立された地球環境ファシリティ(GEF)を中核的な仕組みとして位置づけ、途上国が地球環境保全に取り組むための追加的資金を提供するというその設立目的に沿って充実を図るとともに、途上国の意向が反映されるよう管理・運営体制を改善することを検討すべきである。さらに、水資源の保全、下水道の整備、廃棄物の管理と適正処分、土壌侵食、自然災害の防止等、途上国の差し迫った国内の環境問題にも対応できるよう、地域開発銀行その他の国際開発金融機関の機能を強化することを検討すべきである。

(5)途上国のための資金の動員方法

ア 資金需要見積、調達及び利用のための計画の策定

途上国においては、全国的かつ長期的な環境保全基本計画を策定するとともに、自助努力を前提にした持続可能な開発のための資金需要とその財源の調達、利用方法等に関する計画を作成し、対策・事業の優先度に即して資金需要を明確にしていくことが、多国間協力によるものを含め、国際的資金供給の仕組みを確立する上で重要である。この場合、資金需要見積には、政府の行う対策・事業のみならず、民間の事業も含めることが望ましい。先進国は、開発の主役は途上国自身であり、援助は途上国自身の自助努力を支援するものであるとの立場を維持しつつ、途上国との密接な政策対話を通じてこのような考え方に理解を求めていく

必要がある。

イ ノウハウと資金の統合

途上国においては、中小規模の工場による汚染が大きな問題である。わが国では、市街地に散在している工場を一箇所の工業団地に誘導して共同処理を行ったり、緩衝緑地を設置したり、その他各種公害防止対策を講ずる民間企業に対して低利融資や建設譲渡等の事業を行う公害防止事業団が設置されて成果を挙げている。途上国においても、このような方策は参考になるとと思われる。わが国としては、公害防止事業団の経験を紹介し、また、そのような機関設立に対する支援の要請があった場合、同事業団がこれまで培ってきた技術と経験を生かして協力するとともに、その事業資金としてわが国から資金協力を行うことも検討に値する。

ウ 環境保全型投資の開拓

民間資金を環境保全に役立つ投資に誘導していくことも重要である。公害防止機器・設備の製造、環境エンジニアリング、資源の再生利用、自然環境を保全しつつそれを生かした観光業を営むことにより地元にも収益をもたらす"エコツーリズム"等への投資がこれに含まれる。

第2節 環境上健全な技術の移転のあり方

先進国と途上国とでは、技術を支える教育の水準、技術に関わる設備の経費負担能力等が大きく異なり、また、それぞれの国に固有の歴史的、社会的条件、その土地に根ざした伝統的技術、意思決定のしかた等が存在するため、先進国の技術をそのまま「移転」しても役に立ちにくい。従って、相手国と共同でその国に適した技術を開発し、改良し、普及・定着させることも重要である。また、途上国がそのような技術を開発・改良・普及する能力を身につけることができるよう、途上国の研究者・技術者の育成・訓練を技術協力の一環として重視していく必要がある。

その際には、以下のような点に配慮しつつ、各種形態の技術協力及び資金協力を有機的に組み合わせていくことが効果的であろう。

(1)中小企業の技術・経験の活用

わが国の技術や経験を提供するに当たっては、途上国の産業の多くが中小企業により成り立っていることに鑑み、我が国産業の近代化・合理化の中で環境保全対策を実現した中小企業の経験が重要であることに留意する必要がある。また、途上国においては皮なめし、メッキ、繊維、染色、食料品等の工場からの廃水等が大きな問題となる場合が多いが、こうした問題に対しては、公害防止事業団、中小企業の協同組合、商工会議所の公害相談室等の経験をわが国の環境協力に活かしていくことが重要である。

(2)資源・エネルギーの利用効率に関する技術・ノウハウ

大気汚染、水質汚濁、廃棄物による土壌・水質の汚染をはじめとする多くの環境問題の解決が資源やエネルギーの利用効率の向上と不可分の関係にあることに留意しつつ、この分野でわが国が有する優れた技術やノウハウを各種形態の技術協力により積極的に移転していくことが環境保全のためにも重要である。

(3)技術移転・研究国際ネットワークの構築

個々の途上国に適した具体的技術、ノウハウについては、途上国自身が自国にある技術を含め正確に把握していない、あるいは先進国側でそれらに関する情報が体系的に整理されていないといった問題があり、途上国におけるデータベースの構築や技術情報の収集・分析・管理体制の整備、技術交流セミナーの開催等により克服していく必要がある。この点で、わが国の ODA によりタイ、中国、インドネシア等の国で建設・運営が進められている環境研

究・研修センターやその他各国の研究機関と UNEP の国際環境技術センターのネットワーク化を各国と協力して推進していくことが効果的である。

(4) 途上国の施設等の活用

途上国による環境保全技術の修得には、わが国の協力により設置された環境研究・研修センターを含めた途上国の施設において、周辺の途上国にも開放して研修、研究等を行うことが、途上国相互間の技術交流をも促進することができ、効果的である。

第 3 節 環境 ODA の効果的实施

わが国の ODA は、途上国の自助努力を支援することを原則とし、途上国からの要請に基づいて援助する仕組み(要請主義)になっているが、援助国、被援助国双方の長期にわたる確固とした政策的取り組みを必要とする環境保全対策・事業を効果的、効率的に実施するためには、途上国に対する特定の援助事業の押しつけになることを避けつつ、被援助国との政策対話の強化等を通じ、案件形成を共同で行うとともに、重点的に次のような方策を講じていくことが有効である。

(1) 環境状況の把握及び環境保全基本計画作りへの支援

各国が自国の環境の現況、問題等を的確に把握し、かつ計画的に環境保全に取り組んでいくことは、効果的援助の実施の上で重要である。そのため、途上国が行う環境に関する基礎調査、モニタリング等に関する支援を重視するとともに、各国の環境保全基本計画の作成を支援していく必要がある。自然資源の管理に関しては国家主権の問題を生ずるおそれもあるので、国際機関や多国間合意の場を通じて対策・事業の優先度などの基準を明かにし、また、援助国が役割分担して協力を行うことが効果的な場合もあろう。

(2) モデル事業の実施

環境保全対策への取り組みをより効果的なものとする観点から、対象地域を限定した汚染防止対策計画の策定や、技術・設備の全国的普及を可能にするような波及効果が期待される対策については、モデル事業として特定の地域で実施することを検討すべきである。

(3) 事前、事後の評価の充実

環境 ODA をより効果的、効率的なものにするため、事前・事業実施中・事後の調査・分析・評価等を充実させることが重要であり、その際できるだけ相手国との共同作業により、または第三者機関に委託してこれを行うことも検討すべきである。

(4) 地域環境協力の推進

地理的、歴史的あるいは経済的に関係を有する国々は、しばしば環境問題やその背景にも共通性または関連性を持っている。このような国の間で国境を越えた環境問題について共通の対処基盤を持つことは、環境問題への効果的・効率的対処の上でも重要である。このような観点から、わが国はアジア・太平洋地域において次のような地域環境協力を推進すべきである。

ア 朝鮮半島、中国大陸、ロシア共和国等の日本海、黄海及び東シナ海周辺地域において、関係国が協力して海洋汚染、酸性雨対策、渡り鳥保護等の諸課題について情報交換を行い、必要に応じ特定課題について共同で取り組むこと。特に酸性雨問題については、気象等の関連条件を含めた現況調査や開発事業における環境配慮の徹底に共同して取り組むこと。

イ 太平洋地域の途上国の温暖化対応戦略の策定等に対する支援。

ウ 1992 年 1 月の「科学技術・環境の進展のための日米グローバル・パートナーシ

ップ行動計画」に従い、「開発途上国における環境の保護と自然資源の賢明な利用を通じて持続可能な開発を促進するために、既存の関係機関のより効果的な利用を探索するとともに、開発途上国による自然資源の管理及び保全のための資源センター設立を支援する可能性につき検討」し、また、「地球規模の変動に関する研究における地域的アプローチ及び地球規模の変動に関する地域研究所のネットワーク」づくりを進めること。

第4節 環境配慮の充実

国際協力に際し、個々の事業を行うに当たって事前に環境影響評価を行うにとどまらず、援助政策の企画・立案、国別援助計画の策定、ODA等案件の形成協議から、事業実施を経て事後の評価、フォロー・アップに至るまでの段階で、持続可能な開発の見地から環境配慮の組み込みを充実・強化する必要がある。

開発援助の実施に当たっては、援助する先進国側のみならず途上国側においても、事前に環境影響評価を行うことが制度化されている場合が少なくない。わが国においても、JICA、OECD等の援助実施機関がそのための指針、内部手続きや組織・体制の整備に努めているところであるが、環境調査、援助事業の現場における環境配慮の徹底を含め、環境影響評価等の環境配慮の実施を強化するとともに、政府の統合的な環境影響評価の仕組みを作っていく必要がある。評価は、必要に応じ代替案の検討や実施中及び事後のモニタリング、環境管理計画策定を行うことを含めて、広く経済・社会・文化的な見地も含めた持続可能な開発の実現の観点から行うことが重要である。なお、日本輸出入銀行等の政府系金融機関においても、その融資する事業に関して環境配慮を充実させていく必要がある。

環境配慮の充実・強化を図るに当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1)特に慎重な対応を要する案件

環境影響評価に当たっては、以下の諸点につき慎重に相手国と協議する必要がある。

- ア 環境の質に関しては、当該国の法令・基準を遵守すること。しかしながら、国際的水準に照らしてその基準が十分でないこともあるので、国際的水準に照らして公害防止対策、自然環境保全対策が十分であるか否かについても慎重に検討すること。
- イ 有害物質、有害廃棄物等の取扱いを伴う案件においては、関連する条約又は国際機関で定めている指針等、一般に受入れられている国際的基準を参考にしつつ、最も適切な取扱いがなされること。
- ウ 住民の強制移住を伴う開発案件については、相手国側の責任においてOECD/DACの指針等に沿った措置を講じることとなっていること。
- エ 大規模な開発事業に伴って森林が伐採されたり、野生生物生息地が水没したりする場合、地域全体として、生態系の健全さが著しく損なわれることにならないこと。また、隣接して残される森林の生物多様性の保全を含め多面的な環境保全機能が維持されること。
- オ フロン・ハロン類の削減、廃止等、条約等により明確に対策の推進が規定されているものについては、当該条約等による対策推進の方針とそごを来さないこと。

(2)環境配慮の方針の周知

わが国のODA等実施に当たっての環境配慮に関する方針については、相手国の理解を得ることも重要であるので、予め内外に表明しておくとともに、事業実施の協議に際しては相手国側に十分に説明する必要がある。

(3)国別環境情報の有用性

環境影響評価を充実させる上で、現地の環境に関する情報、データの不足が大きな問題で

ある。OECD/DAC の指針に沿って環境調査の充実を図るとともに、途上国においてそのようなデータを収集・評価・管理するための体制の整備、人材の養成等に対し、相手国とも協議の上支援していく必要がある。

(4)環境配慮の経験の活用

より効率的・効果的な環境配慮のため、環境影響評価事例のデータベース化・援助機関間の情報交換、データベースの相互利用等を推進する必要がある。

第5節 実施体制の整備

環境 ODA の拡充及び ODA 一般における環境配慮の実施に当たっては、ODA をめぐる既存の制度及び組織を最大限に活用しつつ、以下のような措置を講ずることにより、その実施体制の充実・強化を図っていく必要がある。

(1)国内実施体制

- ア 環境 ODA の推進及び ODA 一般における環境配慮について、関係省庁は「地球環境保全に関する関係閣僚会議」に定期的に報告し、国際環境協力に関する政府全体としての取り組みをいっそう強化するとともに、その効率化と調整を図る必要がある。
- イ 関係省庁及び援助実施機関における国際環境協力の実施体制・組織を整備するとともに、相互の人事交流を促進することにより国際環境協力担当組織の能力向上を図る必要がある。
- ウ 地方公共団体や民間団体による国際環境協力への積極的な取り組みを支援するため、それらの団体の活動についての情報ネットワークの整備を図ることも検討すべきである。

(2)援助機関間の連携

世界銀行、アジア開発銀行、UNDP 等の多国間援助機関及び他の先進国の援助機関との緊密な連絡、情報交換に努めるとともに、個々の国または地域においてこれらの機関との連携・分担による援助事業を推進することにより、国際援助機関及び他の先進国の援助機関との協調・連携を強化する必要がある。

(3)人材の確保

次のような方法により、国際環境協力に携わる人材の確保に最大限の努力を行う必要がある。

- ア 関係省庁は、相互の密接な連携と調整の下に、専門分野ごとの人材登録制度を確立・充実させ、専門家の発掘と円滑な派遣に努めること。
- イ 人材登録及び派遣の促進のため、関係省庁は、国家公務員の国際機関等への派遣に関する法律の趣旨に沿って派遣職員数の増大に努めること。また、環境保全対策の個別分野での実務経験の多くが地方公共団体にあり、今後ともそのような地方公共団体の職員が国際環境協力の個別分野での人的貢献の主力となっていくものと予想される。従って、地方公共団体においても同法に準じた条例を整備する等の適切な条件づくりに努めるとともに、条例等に基づいた派遣職員数の拡充等を行うこと。更に、民間企業、大学、研究機関等からの人材派遣の誘因となるような種々の施策のあり方についても検討していく必要がある。
- ウ 国際環境協力の人材を最も豊富に有する地方公共団体の人材派遣に対する一層の理解と協力を得るため、これら地方公共団体の人事・財政当局と外務省、JICA、自治省、環境庁、その他関係省庁との間に定期的な情報・意見交換の場を設けること。

- エ 所属先を離れて国際環境協力を携わったことが、昇進、昇給等を含む職員の処遇において不利にならないよう、十分に配慮すること。また、退職して国際環境協力を携った人材が、帰国後も安心して働くことができるような受け皿づくりを進めること。

(4)人材の育成

次のような方法により、国際環境協力を携わる人材を育成することが急務である。

- ア 関係省庁は、国際環境協力専門家養成 10 年計画を策定し、計画的に人材養成を行うこと。
- イ JICA 国際協力総合研修所等の機関や(財)国際開発高等教育機構(FASID)等の団体における事業の一環として国際環境協力の専門家養成・確保への取り組みを強化すること。
- ウ 大学及び大学院レベルでの環境と開発に関する教育、途上国研究等を充実させること。政府機関等はそのような研究を支援し、また、援助実施のための研究、調査等にそれらの大学等の研究の成果を活用していくこと。特に熱帯林生態系や生物多様性の保全の関連分野では専門家の数が少ないので、大学・研究機関等との連携による効果的人材確保と養成を図っていく必要がある。
- エ 環境 ODA や一般の ODA における環境配慮の実施に経験を積んだ海外のコンサルタントやコンサルティング企業も参加させ、そのノウハウを活用することを通じて、わが国の環境協力を携わる人材の養成に努めること。
- オ 国際的には学位が重視されることに鑑み、環境協力を直接携わる専門家の候補者に対して、大学院での研究を奨励するための措置を講じ、積極的に学位を取得させるよう努めること。

(5)後方支援体制の整備

派遣されている専門家を国内から支援するため、各種専門情報、わが国内外の動きを定期的に知らせる刊行物を発行し、また、主要技術協力、特にプロジェクト方式技術協力に対しては、現地専門家からの照会に的確かつ速やかに応えられる専門家グループを確保する等、後方支援体制を強化する必要がある。

第 3 章 民間国際環境協力の推進に向けて

第 1 節 非政府団体(NGO)の参加協力、支援の強化

相手国の実情や現地の社会的条件に適合し、地域住民に効果が及びやすい援助を実施していく上で、そのような援助実績のある援助国や被援助国の非政府団体(NGO)及び援助事業の影響を受ける住民の参加が重要であるとの認識がわが国でも広まりつつある。そのような NGO が国際環境協力により広く参加していくことを支援するため、外務省により小規模無償資金協力、外務省、農林水産省及び建設省により NGO 補助金、郵政省により「国際ボランティア貯金」等の制度が逐次整備されてきている。これらのうち、最新の国際ボランティア貯金については予想以上の国民の協力が得られ、また、NGO の自主財源も多少とも拡大の傾向にあるが、全体として、草の根型・市民参加型の NGO の財政基盤は未だ脆弱である。

このような NGO に加え、わが国には民間での国際協力を支援するため(社)海外環境協力センター(OECC)等多数の公益法人が、また、途上国企業への直接投資やわが国との貿易を促進するため(株)日本国際協力機構(JAIDO)等、政府、経済界等の支援を受けた組織・団体も設立されている。

政府においては、これらの団体等が国際環境協力においてそれぞれの立場から役割を果していけるよう、NGO としての性格を十分に尊重の上、次に掲げるような支援を行っていく必要がある。また、これら団体等の相互の連携と協力の強化も課題となっている。

- ア 協力案件の形成・環境影響評価等に当たって、NGO の有する知見も幅広く活用すること。ODA 実施機関等においては、NGO の参加に関する指針等を設け、その適切な活用を図っていくこと。
- イ NGO 補助金、小規模無償資金協力、国際ボランティア貯金の一層の推進等により、NGO の活動の強化を支援していくこと。
- ウ 関係省庁等は、環境と開発について関心のある NGO のネットワーク化を、情報の提供等により支援すること。
- エ 関係省庁は、NGO に対する窓口を明確にするとともに、NGO との交流を図ること。
- オ 大学等の教育・研究機関では、国民の国際協力への参加を奨励する観点からも、入学等に当たってボランティア活動への参加経験を評価することや、在学中の国際協力活動への参加について、各大学等の教育過程の一環に位置付けられるものについては、単位認定すること等を検討すること。
- カ 環境 NGO、民間企業、民間金融機関等の民間部門の共同により行われる自然保護・債務スワップ(DNS)が、民間主導型の環境協力・資金調達方法として注目されつつあることに鑑み、わが国としても、DNS を支援するため、関連団体に対する税制上の優遇措置の活用や DNS を斡旋・実施できるような NGO の育成及びそれらに対する助成、DNS 情報ネットワークの充実を図るとともに、更に情報の収集・解析を重ね、より適切な方策の検討を行うこと。
- キ NGO の参加の促進の見地からも、ODA に関する情報公開のより一層の推進を図ること。

第 2 節 民間企業等による国際環境協力の推進

(1)環境配慮の推進

民間企業の海外進出等に際しては、相手国の法令の遵守は勿論のこと、十分な環境配慮を行うことに加えて、経団連が定めた「地球環境憲章」、「海外進出に際しての 10 の環境配慮事項」等、各種経済団体の自主的な指針に沿って、相手国の文化・伝統・慣習・地元住民の生活の尊重、環境汚染、自然環境破壊の防止等の行動がいっそう積極的に行われることが期待される。また、民間金融機関においても、その融資する事業に対する環境配慮の方針や手続きを定め、積極的に取り組んでいくことが望まれる。

(2)途上国における環境保全事業の推進

民間企業・業界団体等においても、それぞれの立場での社会参加と国際協力の一環として、以下のような国際環境協力を積極的に取り組んでいる。このような種々の形態の協力を今後更に充実・強化していくことが期待される。それらは、それぞれの企業・団体等の自主性、創意工夫により行われるべきことは言うまでもないが、政府においても国際環境協力に関するわが国経済界との対話を密に行うこと等により、民間企業等によるこうした努力を奨励していくべきである。

- ア 生態系保全、野生生物保護、森林再生等のための援助事業の実施。またはそのような事業に対する資金的・技術的な支援。
- イ 途上国の環境保全を支援するために設立された公益法人や公益信託への参加及びこれらについての一般市民への紹介。
- ウ 環境保護団体等への寄付又は市民等からの寄付の仲介。
- エ 前述(第 1 節カ)の自然保護・債務スワップへの参加。
- オ 休暇・休職制度の工夫、派遣中・帰国後の処遇等に関する特別の配慮等による社員の NGO 活動等への参加、国際機関勤務等の奨励。

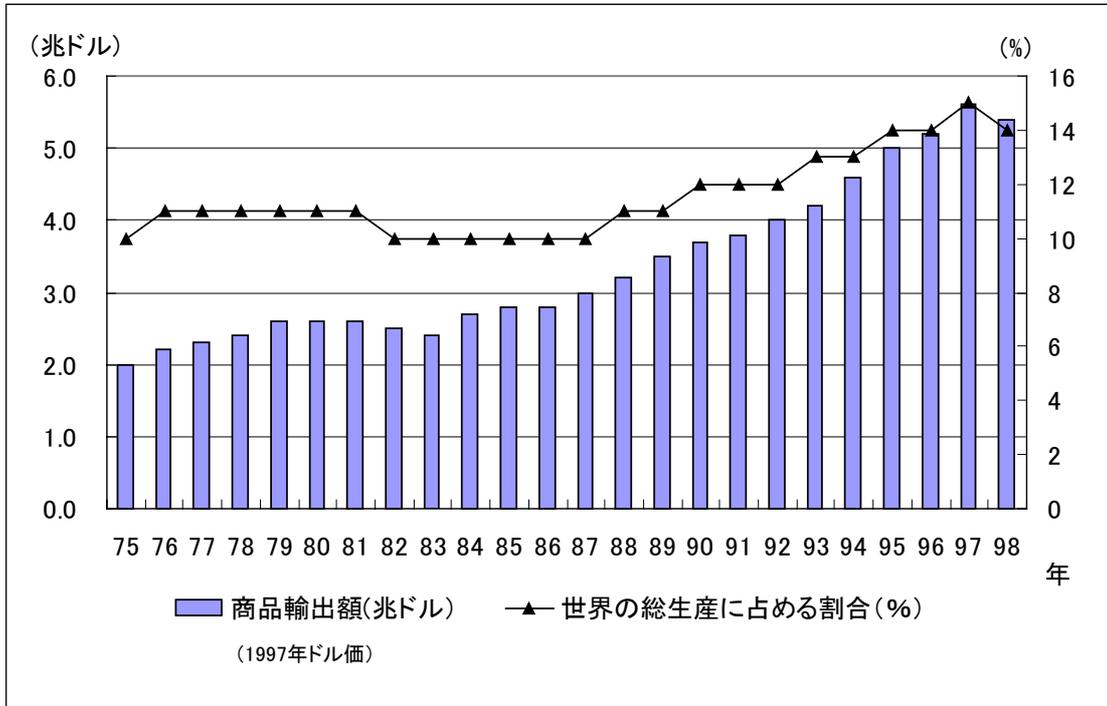
(3) 途上国の環境保全産業への投資、技術移転等の促進

途上国の産業開発協力におけるわが国経済界の実績等を踏まえると、今後、以下のような事業をわが国の民間企業等が途上国企業等と協力しながら行うことは特に効果が大きいと期待され、検討に値するのではないかと考えられる。

- ア 前述の(株)日本国際協力機構(JAIDO)や(財)海外貿易開発協会(JODC)等を通じ、途上国において公害防止設備・機器の製造や環境エンジニアリング、資源の再生利用等を行う産業の振興を支援すること。
- イ 環境エンジニアリング、公害防止設備・機器等の製造又はリース事業等について、途上国企業との合弁会社又は協同組合を設立すること。
- ウ 現地に置かれている日本人商工会議所等を通じて、公害防止等に関する情報の提供や技術的指導を日系企業に対して行うとともに、現地の民間企業にも意識の啓発、情報の普及、技術移転等を図ること。
- エ 民間の産業技術に関する情報交換、技術交流を促進するため設置されている各種の基金等を拡充又は新設し、途上国企業における環境保全対策の推進にも役立てること。
- オ 途上国企業に対して環境対策に関する技術指導を行うための技術者の海外派遣や、国際環境協力にも携わることができるような技術者の育成を、より一層推進すること。
- カ 海外支社・工場等の従業員を受け入れて行われる企業内研修制度を、ODA による技術協力・研修等にも、より一層活用していくこと。

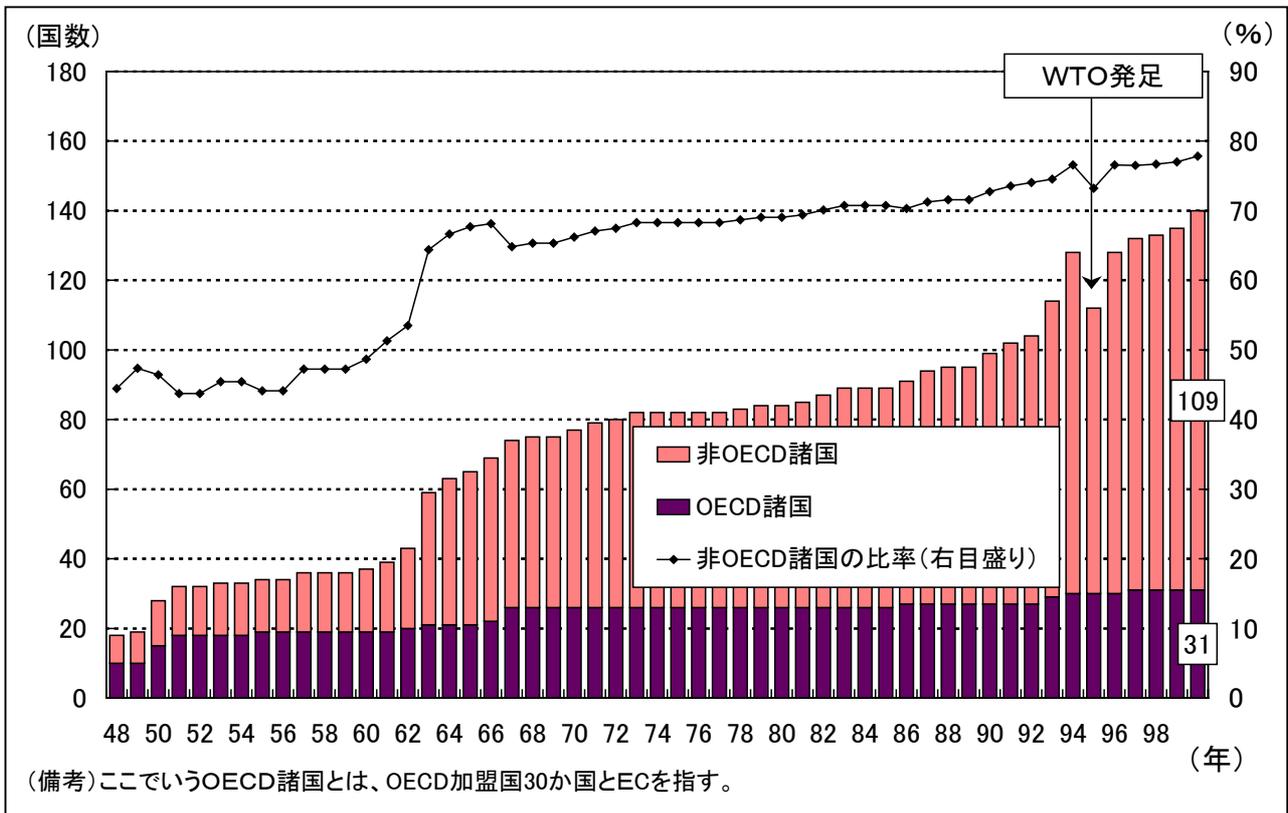
2. 世界貿易の拡大

世界の商品輸出額と総生産に対する割合の変化



出典：ワールドウォッチ研究所『地球データブック 1999～2000』に基づき作成

GATT/WTO 加盟国数の変化

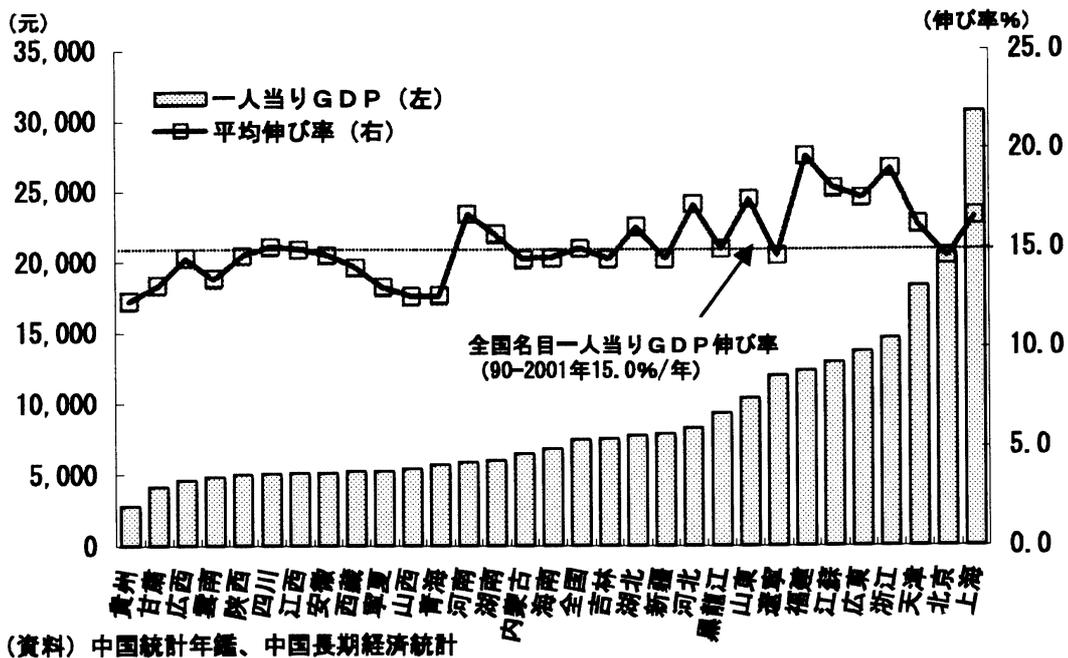


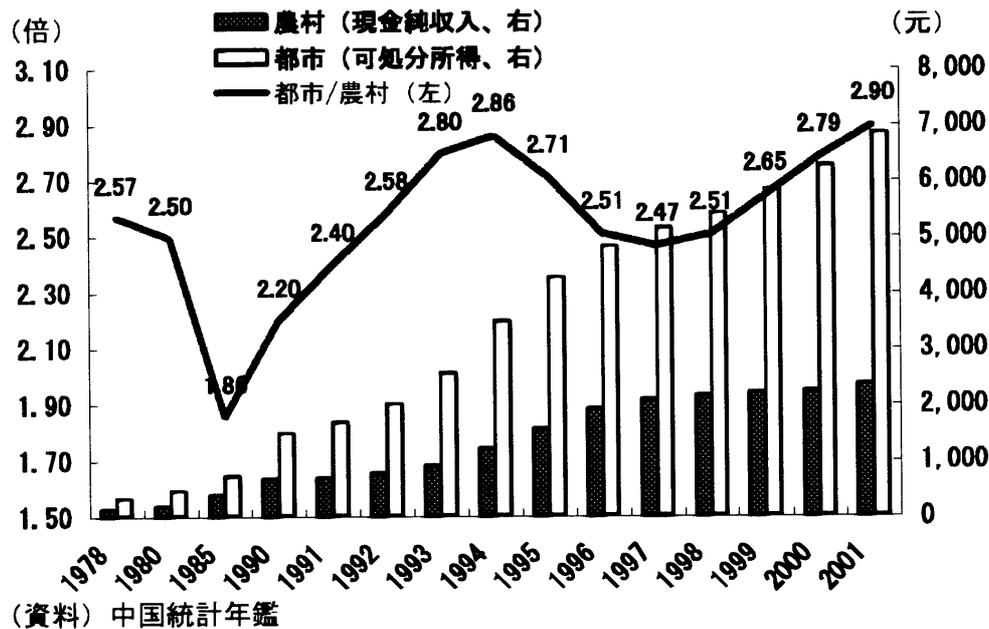
出典：経済産業省資料に基づき作成

3. 途上国内における経済格差(中国の事例)

1. 地域格差

- 中国の地域格差は、改革・開放政策採用後、80年代を通じて縮小傾向にあったが、90年代に入り拡大に転じた。
- 地域格差(一人当りGDP格差)は、最も豊かな上海市と最も低い中西部の貴州省では、10.7倍にまで広がっている。
- 東部では、広東省、福建省、江蘇省、浙江省などで成長が著しい。ただ、中西部でも年10%以上の成長をしており、全体の水準が高くなっていると判断される。





出典:UFJ 総合研究所 「調査レポート 中国の経済格差～格差は大きいが水準は底上げ～」2003年3月
 図2 中国の都市と農村の一人当り所得格差

3. 今後の見こみ

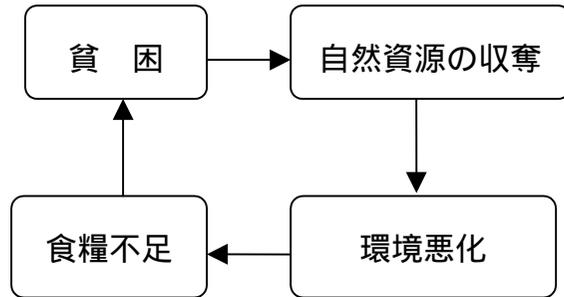
- 当面相対的に東部の成長率が高く、地域格差は拡大を続けると見られる。中国政府も全体が豊かさを享受できる経済システムの構築に目標を変えつつあり、格差は縮小に向かうと想像されるが、かなりの年数を要すると考えられる。

参考資料

UFJ 総合研究所 「調査レポート 中国の経済格差～格差は大きいが水準は底上げ～」
 2003年3月
<http://www.ufji.co.jp/publication/report/2002/02113.pdf>

4. 貧困と環境悪化

貧困と環境悪化の関係（一例）



例：収奪的農業による砂漠化の進行

無秩序な薪炭材の採取による森林面積の減少
人口の都市流入に伴うスラム形成による
衛生環境の劣化等

貧困に起因する環境悪化	
人口の急増と貧困削減のための工業化による ・ 土壌の劣化 ・ 大気・水の汚染 ・ 森林資源の枯渇 ・ 淡水源の減少等	⇒ 自然資源の枯渇
・ 農村地域の疲弊化 （一次生産品価格の長期低迷ないし低落、 農業生産性向上の停滞と公共投資の都市 への集中）	⇒ 農村地帯の環境破壊
・ 疲弊農村地域から都市への急速な人口移動 ・ 貧困層の拡大 ・ 工業化の都市への集中 ・ 都市における貧富の格差拡大 ・ 市民の低い環境保全意識	⇒ 都市環境の悪化
貧困問題が根底に存在する ・ 部族間対立 ・ 封建的社会構造 ・ 専制的政治体制	⇒ 国内紛争の 激増による環境破壊

環境悪化による更なる貧困への悪循環の例	
・ 土地の脆弱さに加えて適正以上の耕作	⇒ 生産量の低下
・ 森林の減少	⇒ 野生からの食料調達が 困難となる
・ 健康への影響（下痢・感染症等）	⇒ 雇用機会の減少

出典：廣野良吉「貧困と環境：今後の環境国際協力への視点」『平成14年度持続可能な発展に向けた環境支援戦略検討調査事業報告書』に基づき作成

5. 途上国の環境現状、支援ニーズ、支援状況

1. アジア地域の環境現状

	東南アジア	インドシナ	北東アジア	中央アジア	西南アジア
対象国	マレーシア、フィリピン、インドネシア、東ティモール、シンガポール（援助対象外）	タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー	中国、モンゴル、韓国（援助対象外）	アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン	インド、ネパール、ブータン、バングラデッシュ、パキスタン
大気	急速な人口増加と都市化に伴い、自動車排ガスによる大気汚染が拡大。大気汚染は交通渋滞のひどい首都圏で深刻である。車の排ガスに含まれる粒子状物質、窒素酸化物、一酸化炭素で、都市住民に気管支・肺疾患や心臓疾患などの健康影響が生じている。工場からの排ガス（硫黄酸化物、粉塵など）について規制があるが、インドネシア、フィリピンではエンフォースメントが不十分。	大気汚染物質の主な固定発生源はタイ北部の褐炭発電所、石炭発電所、ベトナムのハイフオンの工業地帯。汚染物質は硫黄酸化物、窒素酸化物。移動発生源（車）が問題となるのは経済的に発展しているバンコク、ホーチミン、ハノイ、プノンペンなどの都市。	工場、発電所、家庭暖房、増加する自動車による大気汚染が深刻。酸性雨は中国全土の1/3で観察された。中国のエネルギー消費は米国、ロシアに次ぎ世界3位。全世界の9%。約7割が産業用、家庭用3割。中国のエネルギー源の80%が石炭。煤煙が大気汚染の中心。浮遊粉塵（TSP）や二酸化硫黄汚染は都市部で深刻。窒素酸化物汚染は人口100万人以上の都市。自動車は国内生産優先のため、排ガス対策車の輸入が出来ない。	背景：中央アジア諸国は旧ソ連邦体制の下で工場の多くは公害対策が無く、深刻な大気・水質汚染を引き起こした。独立後市場を失い、多くの工場が閉鎖。残った工場の近代化、公害対策は遅れている。例：アゼルバイジャンの石油精製工場、化学工場、冶金工場、タジキスタンのアルミ工場（有毒ガス）ウズベキスタンのタクト州南部（大気中の金属物質、煤塵）が深刻である。自動車排ガスの大気汚染は一部の大都市を除いては顕在化してない。	急激な都市部の人口増加に対して必要な都市インフラの整備が出来ないこと及び環境配慮に欠いた工業化が、都市の環境汚染を引き起こしている。インドでは低品質石炭の利用、資金不足で老朽化した工場の更新が出来ない状況が都市公害の大きな原因になっている。1984年インドのボパールで起きたエチル・ベンゼン農薬工場事故は有害ガス（メチルイソシアナート）の大量放出で多数の死者を出し、現在も12万人以上が後遺症に苦しむ。
水	都市化、人口増大にあって、下水、廃棄物の処理インフラ整備が追いつかず、水質汚染が深刻化している。最大の原因は生活排水であり、工場廃水、廃棄物投棄が続く。スラム地区、農村地域では、下水、し尿処理整備が未整備のため、直接垂れ流し方式トイレが河川の水質悪化を招き、公衆衛生問題を起こす。都市部では地下水汚染が進んでいる。安全な飲料水へのアクセスが限られている都市部の低所得者層に水系疾患の健康被害が出ている。	インドシナのほぼ全域では一部都市域を除き上下水道は整備されていない。現存施設は老朽化と未整備により殆ど機能していない。整備には莫大な投資が必要。タイでは全国的に下水道処理施設を急ピッチで建設中。料金徴収を開始する施設も現れた。産業公害が顕著なのはタイ、次いでベトナムの都市部。ラオスの食品加工工場からの無処理排水による汚染問題がある。スラムでは衛生的な水が得られず、衛生状態が悪化。	東アジアの多くの地域では、降雨量年500mm以下の場所が多く、水不足が深刻である。水不足が水質汚染を悪化させる。中国では工場の多くが内陸地の河川沿いに立地。河川の水質汚染が深刻。これらの河川が流入する沿岸部の汚染が懸念される。多くの工場が国営で、老朽化した生産設備の更新、公害防止装置の設置は進まず。モンゴルでは過放牧、不適切な耕作による土地劣化、降雨量不足による水不足が深刻。ウズベキスタンでは水質汚濁、廃棄物問題が深刻になりつつある。	工場廃水の不完全処理や管理体制不備に起因し水質汚染が起きている。アゼルバイジャンではカスピ海地域での油流出、未処理の下水、廃棄物による水質汚染。グルジアの表流水の70%には高濃度大腸菌が含まれている。19世紀に始まった綿花栽培は、旧ソ連時代、生産拡大のため大量の農薬（DDT）や肥料を使用し、土壌汚染を起こした。農薬、化学肥料による地下水汚染は出生率低下、高い乳児死亡率や他の健康被害を起している。水利権に係わる国家間の紛争が深刻。	バングラデッシュの地下水の砒素汚染は極めて深刻。安全な水の供給が必要。工場廃水および生活排水が基本的には処理されず放流され、都市部の水質汚濁が生じている。スラム地区では汚水やごみにより衛生環境が悪化している。公害や衛生問題に起因する健康被害が深刻である。
森林	商業伐採、違法伐採、森林からの農地転用（プランテーションなど）焼畑、森林火災により森林の破壊、減少が続いている。例えば、フィリピンでは2.5%/年で森林減少が進み、この20年間で森林が半減した。インドネシアは年率1%で減少。マレーシアのサバ、サラワク州では伐採対象が低地から高地に移り、土壌侵食が懸念される。森林破壊の結果、土壌侵食、表土流出、土壌劣化、傾斜農耕地の荒廃、下流域での堆積による洪水などの問題が起こっている。その結果、山岳少数民族や農民の生活を脅かしている。	森林資源の急速な減少、劣化が深刻。森林減少に伴い大規模商業伐採が禁止され、森林破壊速度が遅くなったが、これは森林が質量共に低下した結果。現金収入増加の必要性から、農家はより短期収奪的農業（休閒期間短期化、焼畑）を行うようになった。これが森林破壊、土地生産性低下につながった。メコン川下流ではマングローブが減少。原因はえび養殖、マングローブ炭生産、観光開発。戦争による森林の破壊と劣化も大きい。ベトナム戦争による森林消失は200万ha。森林破壊のもっとも大きな要因は長い戦争。（ベトナム戦争、カンボジア内戦）	中国では多目的に木材が使用されてきた歴史がある。鉄の鑄造、燃料、陶器、家具の製造、住宅、農業用などに。この四半世紀の森林資源減少が顕著である。伐採後、土壌侵食、表土流出が起こり、また強風により運ばれ、砂漠化が起こるケースがある。植林に力をいれている。中国のアムダニは砂漠化した土地の30%の回復が目標。土壌劣化：食糧増産のための化学肥料の大量投与、過放牧が土壌劣化を起している。	アルメニアとアゼルバイジャンの紛争によって貧した地域住民や戦争難民が、炭用に森林を無秩序に伐採し破壊した。アラル海の縮小（原因は1970年代の6.2万km ² 大灌漑事業）により湿地帯が消失。カスピ海の水位上昇問題：原因は自然のサイクリおよび以下の人為的原因。即ち、アルメニアとアゼルバイジャンの間にある自治州の帰属問題に関連し生じた木々の伐採、原始林の中の道路建設、軍による農耕地の接収などの行為が土地の水保持力低下を起した。カスピ海の水位上昇はカザフスタンの産油場の水没を起す恐れがある。	激な人口増加、それに伴う食料需要増大が森林を農地に変えた。また最も低コストなエネルギーである薪を作るための伐採が森林破壊の大きな原因である。森林減少は住民の生活に大きな影響を与える。ガンジス水系では森林破壊が治水能力を弱め洪水を多発させている。ネパールでは森林減少による土壌侵食、斜面崩壊、土石流災害が問題となっている。スリランカでは茶葉プランテーションにより森林が減少した。
野生生物	インドネシアとマレーシアは生物多様性に非常に富んだ世界の12カ国に入る。森林や沿岸域の環境破壊、貴重種の商業捕獲（イアツヤ、スマトラ島など）や密漁により、多くの種が絶滅危機種にある。フィリピンでは無秩序な開発が多くの種に絶滅の脅威を与えている。野生生物保護が保全地区住民の生活を圧迫する例もある。マレーシアでのマングローブ減少、違法漁法によるさんご礁破壊も問題である。	メコン上流域では未発見の希少種が多く生存していると言われる。イラワジルカ等。ラオス、タイでは野生の象が減少。野生生物の減少理由は森林減少のほか、戦争による銃の普及に伴う違法狩猟。山岳地域での違法狩猟の取り締まりは困難。	東アジアには多様な自然環境が存在し、希少種、絶滅危惧種も多数存在する。近年の社会・経済状況の変化に敏感な生物に影響を及ぼしている。一部の種は食用、薬用に過剰に利用されている。	アラル海縮小による湿地帯の消失により貴重な動植物が消失した。アラル海の縮小により塩分濃度が上昇し、年間4万トンあった漁獲量が殆どなくなった。（1989年塩分濃度は3万ppmで1960年代の3倍）アルメニアのセバン湖の水力発電で湖の水位が低下。動植物界に危機的影響を及ぼす段階に達するとされる。	様々な生物種が生息する森林、湿地、海岸地帯が多数あるが、農地拡大、密漁、乱開発がこれらの生物種に大きな影響を与える。インドには世界の生物種の60-70%が存在し、世界の超多様国12カ国の一つであるが、多くの種が絶滅危惧される。

2. アジア地域の環境支援ニーズと支援状況

	東南アジア	インドシナ	北東アジア	中央アジア	西南アジア
ニーズ	<p>自然資源管理 最大の課題は自然管理を行う出先事務所や行政の末端地方組織の能力向上、資金確保、機材の整備。 環境都市インフラ整備 上下水道、廃棄物処理などの都市環境インフラ整備のための政策的、財務的支援 エンフォースメント（規制）強化 このために汚染のモニタリング、汚染実証能力の強化が必要。公害対策実施のための制度融資、ツーステップローンの活用が考えられる。 自然災害対策 フィリピン、インドネシアの森林火災など大規模災害、それに続く大気汚染、土壌侵食が発生した。砂防、治水、消防、気象予知、ネットワークなどの面でヘルプが必要。そのための資金と技術が必要。</p>	<p>インドシナ半島、メコン流域圏での環境管理体制の構築 環境管理は国境をまたぐ問題が多い。インドシナにおける諸地域の自然・社会的差異に配慮しつつ、同地域全体の共通政策と体制を構築する必要がある。 地方の環境管理のための人材育成 村落開発、環境管理、職業訓練に係わるNGOの育成 貧困削減を目的とした環境プロジェクト：例）エコツーリズム、焼畑農民生活化、都市スラム住民の貧困脱却。 他のドナーとの協調 日本が主導的役割を果たす環境プロジェクトに他のドナーの参加を求める積極的努力が必要。</p>	<p>背景 中国の環境問題の要因は社会の様々な主体、仕組みに関係する。広汎な環境管理強化および関係者による共通の認識と目標の共有が必要。中国は環境技術の移転を強く求める傾向があり、環境管理に直接貢献する海外支援は少なかった。 環境管理の近代化 具体的には以下の面での近代化：モニタリング、工場立ち入り検査、環境教育、人材育成、公害防止組織整備、法制度整備、環境基本計画策定。 エコツーリズム開発 野生生物管理計画策定、自然保護区の適正管理の支援、エコツーリズム計画策定、フィールドにおける管理などが必要であり、この分野の支援が必要である。</p>	<p>環境行政支援 最大の援助ニーズは環境行政能力強化にある。旧体制下の行政組織は不適切、非効率。 生産設備の近代化 工場による環境汚染を防止するためには生産設備の近代化が必要である。そのためには1)外国企業による直接投資、2)企業の経営強化、3)法の実行（取締り強化）が必要。これらの面での支援が有効。 中央アジアは多くの天然資源を有している。アゼルバイジャンの石油、天然ガス、キルギスやウズベキスタンの希少天然鉱物資源、トルクメスタンの天然ガスなど。それらの天然資源の探査、開発に関連した支援ニーズがある。また原子力発電、代替エネルギー開発の専門家派遣ニーズがある。</p>	<p>環境法体系整備・制度構築 段階的に環境管理体制を強化する観点から、既存の環境関連法規の見直し、現実的で効果的な環境法体系確立に向けての専門家派遣や資金協力が求められる。 自然資源管理における地域開発強化 ネパールでは村落住民の貧困が森林減少とそれに伴う自然災害を引き起こす。村落振興活動を通じた公平で持続可能な村落資源管理アプローチの普及ニーズがある。 環境行政人材の能力向上 中央・地方の調整機能強化、インフォースメントを担当する地方行政機関職員の研修が必要。 環境モニタリング・データ整備 汚染状況、健康への影響、天然資源損失を客観的に把握するためのモニタリング、データ収集が必要であり、支援ニーズがある。</p>
国際機関による支援および、二国間援助	<p>世界銀行 様々な支援をしている。近年の傾向は大規模インフラ整備から小規模または参加型プロジェクトへの支援に変換している。 アジア開発銀行(ADB) アジア各国に積極的な支援をしている。持続可能な自然資源管理（沿岸域管理）、衛生や水管理に関する地方行政サービス強化、アジア21に沿った改革促進を掲げている。例）インドネシアに対する統合自然資源管理、持続可能な水利用。マレーシアでは、市場メカニズムに基づいた産業公害対策・改善、フィリピンでは国家環境教育アクションプランの実施支援など。 米国国際開発庁(USAID) 地方の行政体制整備、NGOへの支援。 ドイツ技術協力公社(GTZ) フィリピン有害廃棄物収集・処理システム支援 オーストラリア国際開発庁 東ティモールへの支援に積極的。</p>	<p>アジア開発銀行(ADB) 拡大メコン地域経済協力委員会の下にメコン地域の環境と天然資源管理分野における助言を行う環境ワーカーグループがあり、定期会合を行うなどセクターを越えて取り組んでいる。 世界銀行 環境配慮型貧困削減と経済発展を統合する戦略を策定し、貧困層の生計向上/健康改善と環境保全を両立するプロジェクトや災害に対する脆弱性減少を目的とした事業を展開。 カナダ国際開発庁(CIDA) インドシナ地域環境政策専門家能力向上、ベトナム沿岸資源管理プロジェクトなどを実施。 ドイツ技術協力公社(GTZ) カボジャ森林野生生物局組織強化、林学教育、共同体林業の3分野で協力。また、ベトナム、カボジャ、ラオスの森林資源モニタリングプロジェクト及び意志決定のための参加型プロジェクトへの支援を行った。</p>	<p>二国間援助 東アジア諸国は、日本、米国、カナダ、インド、韓国、ロシア、デンマーク等多くの国と二国間協定を交し、環境計画、公害対策、森林・野生生物保護、海洋環境保全、機構変化、大気汚染、酸性雨、汚水処理などの分野で資金・技術援助を含む国際協力を行っている。 国連開発計画(UNDP) オーナーシップと責任を重視し、「環境と貧困」、「環境と統治」に取り組むことを提案。 世界銀行 都市環境、再生エネルギー資源開発、生態系保全・開発に重点を置く。最近では水質改善計画（Clear water）、大気汚染対策（Blue sky）がある。 GTZ, USAID 自然保護プロジェクトを実施。</p>	<p>世銀, IMF 環境分野ではアラル海の水位安定、環境破壊地域の復興と開発など。 国連環境計画(UNEP) 中央アジア地域、カスピ海の現状診断調査(1994年)、アラル海の行動計画策定調査を実施。 国際原子力機関(IAEA) カスピ海の地表/地下水のアイソトープ調査を実施 UNDP グルジア環境資源省の機能と機構の点検、コカサス野生動物保護の技術的支援を行った。 欧州連合 EU： TACIS-Technical Assistance for CIS (TACIS)を展開。 EBRD, ADB: EBRDは民生部門に、ADBは公共部門インフラ整備へ融資する。 二国間援助: USAIDは環境、保健分野ではカボジャ、キルギスが対象。同地域にドネシ系住民が多く、GTZは多くの分野で無償資金、貸付、技術支援を行っている。</p>	<p>世銀 1997年 - 2002年インド、スリランカの環境管理能力向上技術支援プロジェクトを実施した。またインドには産業公害防止支援、バングラデッシュには都市環境管理、洪水対策支援を行った。 UNDP 持続可能な環境保全を目指し、各国に環境管理の様々な面での支援を行っている。環境行動計画、森林行動計画の策定や環境管理能力強化に重点をおいている。 GEF(Global Environmental Fund) 生物多様性保全体制強化のための支援。 二国間援助 USAIDは都市衛生環境整備、クリーンエネルギーの分野、GTZは河川流域管理における地域組織強化、イギリス DFIDは林業や水資源開発管理、農村広域開発における環境配慮、CIDAは環境管理組織強化の面で支援を行っている。</p>
地域内協力	<p>アジア・太平洋経済協力閣僚会議(APEC) および東南アジア諸国連合 小規模の環境セミナー、研修。 域内の各国同士の協力は拡大傾向にある。例）マレーシアとシンガポールの協力。 大規模森林火災（煙害、ヘイズ）など地域に影響を及ぼす問題が地域協力を進める。ADBが地域協力を推進。</p>	<p>メコン河委員会はその活動の一部としてメコン河流域の水資源管理と生態系保護を行っている。</p>	<p>日中韓 3カ国の定期的環境大臣会合がある。 北東アジア環境協力（生物多様性保全、酸性雨、海洋汚染等：日本、韓国、中国、ロシア、モンゴル）</p>	<p>現状では積極的な地域内協力は行われていない模様。 中央アジアには多国間にまたがる問題が多くある（アラル海縮小、森林伐採、工業地帯の汚染など）。歴史的には他民族、異文化、異なる宗教による争いが続いてきた。紛争に環境を超える問題が対象。環境法についての具体的活動は、地域環境法レポート刊行、中堅政策立案者のための会議・相談の開催。</p>	
NGO	<p>世界自然保護基金(WWF)、コンサベーション・インターナショナル(CI)などが活動している。 1980年代は反政府・ロビーイング型だったが、徐々に行政側や国際機関、他のドナーと連携し環境プログラムを実施する能力を備えつつある。 地方分権化に伴い、地方のNGOや共同体の活動が今後活発化しそう。住民の生活向上を配慮した森林・生物の保全や沿岸地域保護を目的としたプロジェクトが多い。</p>	<p>タイでは1970年代からNGOや中流市民の環境運動が盛ん。政府はNGOに対する弾圧姿勢を変えた。開発プロセスへのNGOの参加は、汚職や管理上の過ちを防止し、透明性を高めるのに役立つ。 カンボジアでは1980年代の復興期からNGOの役割が強くなった。 NGOの連合組織が発達した。プロジェクトの調整機能も果たす。</p>	<p>中国ではNGOという言葉が市民権を得たのは1990年代後半。 環境に関与しているNGOはNGO全体の約10%。国民の環境意識向上と環境改善に着実に貢献している。 共通の目的を持つMGO同士が情報交換し、連携を強めている。 政府はNGOを効果的に活用する方向に転じている。 NGOは将来、政府、営利部門と並ぶ重要部門に成長する可能性がある。</p>	<p>NGOの数はまだ多くなく、活動もそれほど活発でない。現在存在するNGOの多くは1990年以降に設立された。 今後NGOの活動や役割が強化されることが期待される。</p>	<p>インドでは環境問題に係わるNGOが多数あり、大きな力を発揮した。例えば世銀融資が決まっていたインド北西部のナルマダ・ダム・プロジェクトはNGOの激しい反対により中止された。</p>

3. アジア地域以外の環境現状

	大洋州	中米・カリブ	南米	アフリカ	中近東	東欧
対象国	パプアニューギニア、フィジー、ソロモン、ヴァヌアトゥ、サモア、トンガ、ドゥワル、ナウル、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、パラオ	注1 参照	グアテマラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ、ブラジル、ガイアナ、スリナム	サハラ砂漠以南の47カ国	アフリカ大陸以西、北はトルコまで、北アフリカおよびスーダンを含む。全21カ国	注2 参照
大気	大気汚染についての報告は無い。 参考情報 大洋州諸国が遭遇する環境問題は1)温暖化にともなう海面上昇、2)異常気象、サイクロンなど気象による被害、3)廃棄物処理、4)代替エネルギー確保、5)生物多様性減少、6)森林破壊(パプアニューギニア)	世界最大の人口を抱えるメキシコシティーは大気汚染が深刻。自動車排ガスが主たる汚染源である。メキシコは以前排ガス規制が無かった。メキシコシティーの地形(山に囲まれた盆地)は汚染物質が都市上空に滞留しやすい。同地域の他の都市での大気汚染については報告がない。	南米は人口の3/4が都市に住む。サパヨ(1,600万人)、リオデジャネイロ(1,000万人)、ブエノスアイレス(1,200万人)などの巨大都市では主に自動車排ガスによる大気汚染(浮遊粒子状物質)が悪化。サパヨとリオデジャネイロの2都市合計で年間4,000人が大気汚染で死亡との報告がある。無鉛ガソリン供給体制の不備、排ガス対策用コンバーターの設置の遅れが問題を大きくした。	アフリカの大都市では大気汚染が見られる。主要原因は車の排ガス。アフリカで使用される車の多くは中古車で、排ガス抑制装置が無い。南アフリカの工業化した都市では石炭火力による大気汚染が深刻。アフリカ南部地域の電力需要の89%は石炭発電により賄われる。南アフリカ産石炭は硫黄分が多い。	サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーンなどの産油高所得国では工業化が進んでいる。大気汚染対策は比較的進展しており、健康被害は特に報告されていない。イラクでは経済制裁により工場の公害防止装置、ごみ処理施設が機能せず公害垂れ流し状態となっている。また紛争後、多くの工場が略奪に会い、それに伴い火災、汚染が発生。化学物質が流出、撒き散らされるケースが多々ある。	背景: かつての中央統制経済下では重工業が重視された。依然として国営工場が多く、公害防止対策は遅れている。工業地域(チェコの北ボヘミア地方、ポーランドのシレジア工業地帯を含む)での公害は深刻。精錬工場、化学工場、製鉄工場、石炭発電所などが大気汚染の主な発生源。自動車増加に伴う排ガス汚染問題が大きくなりつつある。
水	ライフスタイルの変化により廃棄物が増加。廃棄物の環礁、森林、河川への投棄による水質汚濁、環境ホルモン問題が見られる。健康への影響も出ている。 参考情報 大洋州はフィジー、サモアのような火山島の国とキリバス、ナウルのような環礁国に分かれる。環礁国の多くは海拔は2m以下。	米国国境の近くに立地するメキシコのマキドーラが急成長し、1985年頃から水質汚濁、廃棄物処理が深刻化した。北米自由貿易協定(NAFTA)の締結とそれに基づく貿易は公害産業と廃棄物が越境移動を導いた。中米の綿花やコーヒーのプランテーションでは米国から輸入した大量の農薬を使用し、その結果土壌汚染が発生。	安全な水の確保は南米大都市にとり重要問題である。表流水や地下水が生活排水や工場廃水により汚染されるケースが少なくない。ブラジルでは下水道整備率が都市人口の49%。上下水道の未整備により一年で8,500人が死亡するというデータがある。ボリビアでは鉱山、精錬所に起因する環境汚染が問題。	農村部の人口増加と貧困が人を都市に追いやり、スラムが拡大。1997-2000の都市人口増加率は年4%と高率。都市での廃棄物、下水の増加に対し、廃棄物処理、下水、住宅等あらゆるインフラが不足、都市環境問題が拡大。ザンビアのルカではごみの未収集率90%。下水道普及率36%。穴掘り排水(垂れ流し)がアフリカの多くの都市で一般的。コレラ、赤痢マラリア病が定期的に発生。	産油国では都市人口増による河川の汚染、海域の汚染や富栄養化の懸念がある。紅海やスエズ運河、ペルシャ湾では石油タンカー事故による原油流出事故により油汚染がある。生態系への影響が懸念される。イラクの工場は紛争、略奪により、工場からの汚染物質流出が問題。経済制裁に起因し、運転管理が不十分。公害防止装置作動停止を起こしている。	石油精製・石油製品工場からの廃油、化学工場の化学物質、メッキ工場、精錬所からの重金属、発電所、製鉄所からの汚染物質が土壌汚染、水質汚染の主要原因。生産設備の近代化、民営化、企業責任確立が重要テーマである。国際河川ドナウ川の水質汚濁が問題視される。工場からの有害物質の突発流出事故があった。飲料水が硝酸塩を含む問題があるが、データが不十分。
森林	パプアニューギニアの熱帯林は世界最後の原生熱帯林の一つ。その面積は世界全体の1%。先進国資本による伐採が問題視される。アジア諸国が丸太伐採規制を強化したことにより、ソロモン産材木に対する需要が増加。1992年には120万m3の伐採権が11社に与えられ、一年で150-160km2が伐採された。10年程度で伐採可能な木が無くなると予想される。	米国への輸出用牛肉生産のための放牧地や綿花プランテーションの拡大により中米太平洋沿岸のマングローブや低地の広葉樹が急減した。森林伐採、過放牧、野放図な耕作により土壌の侵食・劣化が深刻。25万km2が中程度あるいは深刻な劣化状態にある。1980年代、中米5カ国の森林消失率は年2.3%と世界最悪のペルー。熱帯林に限っても1980年代中米の減少率は1.6%と高い。	南米大陸1750万km2の内250万km2が何らかの理由で荒廃している。荒廃地の40%は森林伐採による土壌侵食で、28%が過放牧で、28%が農薬と化学肥料で荒廃。1990年からの5年間で中南米全森林の3%が消失、スピードが速いアマゾンの年間森林伐採面積は1994年/95年は3万km2。伐採は外部から流入した貧困農民と企業によって行われた。	1990-1995年の森林消失は計190万km2、年率0.7%。原因は焼畑農業、薪炭材採取、農地転用、森林火災、商業伐採、ダム・道路建設。農業従事者は人口の60%、農業生産はGDPの40%を占める。砂漠化:1950年以降土壌劣化した土地は500万km2、これは全耕作地面積の60%に相当する。劣化原因は、人口増加に伴う過剰耕作、過剰放牧、灌漑。	森林は少ない。同地域の4分の3は砂漠で、残りの大半も半乾燥地域である。イラク・イランにまたがるメソポタミア湿地(最大2万km2)はダム・ユネスコ世界遺産の灌漑事業と上流域でのダム建設により10%以下に減少。土壌劣化・塩害:ダムや灌漑施設による土壌の塩害、劣化が深刻(特にダム・ユネスコ世界遺産流域など)。アソフ海のダムにより洪水・氾濫が停止し、土壌が塩類化、生産性減少。	中東欧は西欧に比べ森林が多く残されている。チェコ、ポーランド国境地帯などでは酸性雨などによる森林被害が深刻である。ルーマニアなどの国では、森林や生物多様性を利用したエコツーリズム開発が重要課題のひとつになっている。
野生生物	島の陸上生態系、珊瑚礁、マングローブ林等の生物多様性が開発過程において破壊されつつある。主な原因は農業プランテーション、不適切な開発による土壌の侵食・劣化、鉱山開発、ツリーム、リゾート開発、ダイバーシフィックなど。パプアニューギニアには世界の生物の種類の5-8%が生息する。伐採による熱帯雨林破壊と生物種への影響が懸念される。	カリブ海の島国の観光開発、漁開発は沿岸のエコシステム破壊をもたらした。コスタリカは国土5.1万km2と狭いが、50万種の生物が生息。1980年代よりエコツアーが開始され、世界的にエコツーリズムのメッカとされた。パナマでもエコツーリズム開発の動きがある。	コロンビア北部、ペルー東部、ブラジル、パラグアイ、ボリビアは豊かな生態系の湿地がある。この他アマゾン熱帯林、エクアドル南部からチリに到るアンデス山岳の植生も貴重。アマゾンおよびアンデス山麓を含む西海岸部は過放牧、森林伐採、農業による土壌侵食が激しい。南米の絶滅危惧種は1,244種。1995年生物多様性保全地区面積は300万km2。	野生生物の生息地は、アフリカ東部から南部、マダガスカル、セーシェル等インド洋の島々。生物保護区は3,000箇所以上、計240万km2。絶滅危惧種は哺乳類289種、鳥類207種、虫類48種。密漁、放牧、違法耕作により保護区内の生物資源が減少。現在の保護区には原住民がいた。追い出された原住民が保護区内の動物を狩猟しているケースが多くある。	ダムと灌漑によるメソポタミア湿地の消失は野鳥、渡り鳥など生物多様性に大きな影響。ペルシャ湾の生態系への影響も懸念される。石油流出事故による紅海、ペルシャ湾の生物多様性(珊瑚礁、海藻、マングローブ、ジュゴン、海亀を含む)への影響が懸念される。	黒海に面しているドナウ川デルタは野鳥、水生生物が豊富に生息する。市場経済への移行に伴い、農業補助金が減り、肥料や農薬の使用量が少なくなった。それが生物多様性にプラスとなったと言われる。

注1: 中米・カリブ: 中米はメキシコ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラガ、コスタリカ、パナマ。カリブ諸国は、キューバ、バハマ、バルバドス、ジャマイカ、ハイチ、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア、ドミニカ、セントルシア、セントヴァンセント、グレナダ、トリニダードトバゴ
 注2: 東欧: BCL到達済み: ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、リトアニア、エストニア、ロシア。BCL到達途上: ルーマニア、ブルガリア、ウクライナ、ラトビア、スロベニア。若干のCPの活動にとどまる: クロアチア、CPプログラムが確立されていない: アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、ペルー。注) BCLとはクリーナープロダクション(CP)に関するBasic Capacity Levelの略。BCL概念はRegional Environment Center(REC)が東欧諸国のCP発展度による分類に使用。

4. アジア地域以外の環境支援ニーズと支援状況

	大洋州	中米・カリブ	南米	アフリカ	中近東	東欧
ニーズ	<p>自然エネルギー利用 風力、太陽光、水力、地熱などを利用した発電への協力ニーズがある。 生物多様性保全 インテグレーション作成、保護区の選定・モニタリング・管理、エコツーリズムの分野 廃棄物管理 ごみの減量化、処理の分野 制度作り 自然資源管理については、コミュニティを中核とした管理システムの構築が重要。NGO、地域住民参加が必要。 中央レベルでは環境法整備、EIA 制度導入等。</p>	<p>環境管理システムの整備 中米・カリブ地域に適合した法制度、組織の確立、法の施行能力の強化が必要。 エコツーリズムへの支援 中米・カリブ地域において観光は重要産業。コスタリカで先駆的に行われたエコツーリズムを他の国に普及することが有効。 再生可能エネルギーへの転換 太陽、風力エネルギーへの転換の必要があるが、支払い能力からかなりの制約がある。</p>	<p>自然資源 保護地区管理計画策定。一貫性ある自然資源管理、他の援助機関、NGOとの連携が重要。 大気汚染対策 大気汚染モニタリング 網整備。 水質汚濁対策 日本の過去の工場近代化や公害の経験を踏まえ、公害に関する対策技術、モニタリング、分析の移転。専門家派遣が有効。 廃棄物管理 地方主要都市を対象とした廃棄物管理体制確立。</p>	<p>スーダン・サハラ地域 この地域は降雨量が少なく、土壌が貧しい。土地の肥沃度保持が可能な持続的農業、農民収入増加の伴う自然資源管理と持続的利用の支援ニーズ。 アフリカ沿岸湿潤地域 人口が集中する沿岸域の環境問題（都市環境、産業公害対応）、残された熱帯雨林保護、西アフリカ分水嶺保護。 コンゴ盆地、東アフリカ、南部アフリカ 人口圧力の緩和、森資源持続的利用、途上劣化に配慮した農業、生物多様性保全と観光産業、土地改革と食糧確保、水資源管理、都市域での都市環境問題対応。</p>	<p>環境行政強化 まず環境モニタリング 導入が必要。伝統的イラム法が採用されている国では近代法のインフォースメントが難しい。 塩害、土壌劣化対策 ウォーター・ハーベスティング、人口高分子剤使用による土壌保水性増加など装置化農業技術があるが、費用が高く適用は限られる。 自然環境、生物多様性保全 保護区の設定と管理。ただし一般論としては、同地域での保護区設定は多くの場合、技術的に難しい。生物のインテグレーション作成ニーズがある。</p>	<p>東欧諸国は、EU 加盟条件を満足するための環境保護強化が必要。 法制度・組織・環境基準：一言で言えば EU 指令を満足するための整備を望む。 モニタリング 技術：モニタリング のシステムと機材整備のニーズがある。 技術支援：クリーンアップ プロジェクト、公害対策の技術が必要。 資金：公害対策推進、工場近代化、都市インフラ整備の資金を求む。 NGO 同士の経験交流促進支援ニーズがある。</p>
国際機関による支援および、二国間援助	<p>南太平洋環境計画(SPREP) 同組織は大洋州 22 カ国およびオーストラリア、フランス、ニュージーランド、米国の 26 カ国で構成。SPREP は環境保全の管理体制確立・強化を重視。 SPREP は GEF 資金を得て気候変動枠組み条約実効のための能力開発支援プログラムを実施。 UNDP、UNEP、ESCAP SPREP を通じて生物多様性モニタリング調査、コミュニティ主導の生物多様性保全プロジェクトを実施。 二国間援助 オーストラリア(AusAID)はパプアニューギニアにおいて森林保全、生物多様性、海岸保全などのプロジェクトを支援、その他の国では気候変動モニタリングに協力。 カナダ(CIDA)は南太平洋海洋開発プログラムで珊瑚礁保全、海洋資源管理に協力。</p>	<p>技術協力 米州保健機関 (Pan-American Health Organization - PAHO)、米州開発銀行 (Inter-American Development Bank - IDB)、二国間援助機関が以下の技術支援を行っている。 1)特定セクターのアクションプラン策定、2)セクター分析、3)地方自治体行政能力向上。 資金協力 IDB、世界銀行、北米、欧州の銀行が様々なセクターへの融資を行っている。</p>	<p>国際機関 世銀、IDB の大規模灌漑、森林資源開発支援に対する NGO の反対を契機に、同機関は 1980 年終りから持続可能な自然保護重視の開発支援に転換。 世銀は環境行政組織強化を刊、他で実施。ホリビアでは鉱山環境改善に融資。UNEP は環境 NGO に小額資金協力。 二国間援助 USAID: 官民両方の資金を利用し、土壌保全、持続可能な自然資源管理、生物多様性保全の分野で支援。複数 NGO 連合体への委託が主である。 北欧 3 国とオランダ: 森林・生物多様性保全、教育啓蒙に加盟 NGO を通じて支援。 GTZ: 流域環境管理計画策定、公害防止技術普及、廃棄物管理、農業用土壌保全、環境管理政策の分野で支援。 イタリア: 刊に環境科学調査研究ヨーロッパ・アフリカ国際大学センターを設立。</p>	<p>国際機関 世銀、アフリカ開発銀行が主要な支援機関。世銀はサハラ地域の国別環境援助戦略を作成し、各国との対話にこれを活用。アフリカ開発銀行は事前資源の長期的使用や、天然資源管理に社会的弱者（貧困層、女性など）を参加させる総合的自然資源管理を重視。 二国間援助 USAID: 環境変化と飢餓早期警戒システムを構築。農民の収入増加、持続的農業と自然環境管理の関係を重視。FRAME と呼ばれる環境情報データベース・人的ネットワークを構築し利用している。 CIDA: 1991 年発行、1998 年改訂アフリカ 21 を通じて、アフリカの環境保全上重要な施策をまとめた。アフリカ経済の発展と多様化のために、より広い市場が必要との観点から地位的統合を最重要課題とする。</p>	<p>国際機関 地中海環境技術支援プログラム (METAP): 欧州投資銀行、世銀、EC、UNDP が水資源管理、廃棄物・有害廃棄物管理、海岸地域管理、海洋汚染の分野で支援。 世銀: エジプトの産業公害防止、インド総合水管理 二国間援助 USAID: エジプトで大気汚染対策、デンマーク: エジプト一般環境モニタリング 欧州諸国: チェンジアでの廃棄物分別、処理機材供与 米国、イギリス、ドイツ等: エリトリアで分野の協力</p>	<p>EU: EU は中東欧の EU 加盟条件の一つとして環境保全に係わる法制度・組織の整備を重視している。この条件下が中東欧の環境整備の最大の促進力となっている。EU は EU フェア、他の多くのプログラムを通じ中東欧に対する環境支援を行っている。またツィンク（兄弟）というプログラムの下で環境のいろいろな面で先進 EU 諸国が加盟予定国に対し技術支援を行う。 EBRD、世銀: 民営化、近代化、環境保護の促進を支援。 二国間援助: EU 諸国は EU プログラムと連携したり、あるいは独立的に環境のあらゆる面で支援を行っている。 REC (Regional Environmental Center for Central and Eastern Europe) は様々な環境支援プログラムを展開。</p>
地域内協力	<p>以下の地域協力組織がある。 太平洋諸島フォーラム(PIC) (南太平洋フォーラム(SPF)より名称変更) 太平洋共同体 南太平洋環境計画 (SPREP) (UNEP が設立を支援した。本部はソロモンにある)</p>	<p>中央アメリカ環境保護条約(1989): 中央アメリカの環境保全の実施と協力の基本的枠組み。同条約は 1994 年持続開発同盟の署名で強化。 広域カリブ海海洋環境保全開発条約: 中心課題は油流出、特別保護区、野生生物、海洋汚染被害を受けた陸上資源。</p>	<p>アマゾン協力条約 (ACT) はアマゾンに共有する複数国による環境協定である。その特別委員会は GEF、IDB、FAO から資金を得て、アマゾン地域環境保全に係わるいくつかのプロジェクトを実施している。</p>	<p>アフリカは 6 地域、即ち、スーダン・サハラ地域、西アフリカ沿岸湿潤地域、コンゴ盆地、東アフリカ地域、アフリカ南部地域、インド洋島々の 6 つの地域より構成。これに基づく地域協力、国際協力が多い。また旧宗主国下の地域を基にした協力もある。</p>	<p>海洋環境保護地域機構 (ROPME) アラブ 不毛乾燥地域研究センター (ACSAD) アラブ 科学研究委員連盟</p>	<p>中東欧の環境問題の多くは多国間に跨り、多国間協力が多く存在する。 例えば、ドナウ川流域協力、黒海協力、バルト海協力、アルプス・アドリア海協力、加パチア・ユーロ・アジア 協働等。</p>
NGO	<p>北アメリカ地域 NGO の殆どはオーストラリアに存在し、主に自然保護に係わる。太平洋の島々の NGO はわずかである。パプアニューギニアにそれぞれ 2,3 ある。同地域の環境会議参加者の殆どが政府環境機関代表。</p>	<p>米国系の国際 NGO が生物多様性の分野で積極的に活動している。GEF に登録されている環境関係の NGO は約 20 多くが自然保護に係わっている。</p>	<p>1980 年代 IUCN、WWF、TNC、IC 等の国際的な NGO がアマゾン地域の自然保全に大きな発言力を持つ。 NGO は、債務・環境スワップなどの資金メカニズムを提案し熱帯林や生物の保全に貢献。</p>	<p>GEF に登録され環境に係わりアフリカに所在する NGO は 80 以上。 自然保護、開発、農業、コミュニティ、インフラ、女性、文化など、環境に係わる殆ど全ての分野で存在する。活動範囲を自国内、アフリカの特定地域、アフリカ全体など様々。</p>	<p>サハラ砂漠湿地消失については国際自然保護連盟、世界自然保護基金、パトリック・インテグレーションなどが関与。 イラク戦後の環境問題に関係しては米国系 NGO が中心に参加</p>	<p>中欧諸国、バルト海 3 国の NGO が極めて活発。 東欧諸国にも多くの NGO が存在するが、役割は限定的。</p>

出典：JICA 国際協力総合研修所『第 2 次環境分野別援助研究会報告書』2001 年 8 月に基づき作成

6. 政府開発援助大綱の概要

I. 理念 ——目的、方針、重点

1. 目的

- 我が国 ODA の目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

2. 基本方針

開発途上国の自助努力支援/「人間の安全保障」の視点/公平性の確保
我が国の経験と知見の活用/国際社会における協調と連携

3. 重点課題

- 貧困削減
- 持続的成長
- 地球的規模の問題への取組
- 平和の構築

4. 重点地域

- アジアを重点地域。経済的連携の強化を十分考慮。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に重点化

II. 援助実施の原則

- 環境と開発を両立
- 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避
- 軍事支出、大量破壊兵器等に十分注意
- 民主化、基本的人権及び自由の保障に注意

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

- 一貫性のある援助政策の立案
- 関係府省間の連携
- 政府と実施機関の連携
- 政策協議の強化
- 政策の決定過程・実施における現地機能の強化
- 内外の援助関係者との連携

2. 国民参加の拡大

- 国民各層の広範な参加
- 人材育成と開発研究
- 開発教育
- 情報公開と広報

3. 効果的実施のために必要な事項

- 評価の充実
- 適正な手続きの確保
- 不正、腐敗の防止
- 援助関係者の安全確保

7. 政府開発援助大綱の改定について

(平成15年8月29日)
(閣議決定案)

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の精神にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理念 —— 目的、方針、重点

1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、**環境問題**、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、**環境や水などの地球的規模の問題**は、国際社会全体の**持続可能な開発**を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が**開発途上国の環境や社会面に与える影響**などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、**我が国の経済社会発展や経済協力の経験**を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のOD

Aと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

（３）地球規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

（４）平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干涉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) **環境と開発を両立させる。**
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとりODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構¹、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

¹ 2003年10月1日、国際協力事業団は独立行政法人国際協力機構に改組される予定。

（５）政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

（６）内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

（１）国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

（２）人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

（３）開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

（４）情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

（１）評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、**環境や社会面への影響に十分配慮する手続き**をとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

(注) 網掛け部分は、環境省において、特に環境分野について記された部分を示したものである。

8. 環境省の環境協力

1. 環境協力へのイニシアティブ

ECO-PAC(アジア太平洋地域環境協力プログラム:1997年6月)

2. 環境政策対話の推進

(1) 地域フォーラムでの協力

- アジア・太平洋環境会議(エコ・アジア 1991年から)
- 2000年 ESCAP 環境大臣会議(5年に1度)
- 環日本海環境協力会議(1992年より毎年)
- 日中韓三カ国環境大臣会合(1999年より)→環境共同体意識の向上、淡水の汚染防止、陸上起因の海洋汚染防止、環境産業分野、中国北西部の生態系修復について具体的プロジェクトを実施

(2) 国際機関への協力

- 「国連アジア太平洋経済社会理事会」(ESCAP)、「国連環境計画」(UNEP)、APECなどの国際的な機関や枠組みが環境政策対話
- このような国際機関や枠組み等が行う具体的な環境協力に対する支援(UNEPの国際環境技術センター(IETC))

(3) 二国間協力の推進

- 日中環境保護協力協定
- 日韓環境保護協力協定

3. 環境省自身による環境協力

- ワークショップ、セミナーの実施、指針やマニュアルの作成、
- 環境情報の整備、対策計画の策定の支援、基礎的調査の実施等
- 国立環境研究所や国立水俣病総合研究センターを通じて、途上国の研究者との共同研究等

4. JICA 等による環境 ODA への協力

- 環境センターの設立支援等(タイ、中国、インドネシア、インドネシア)
- 開発調査への協力
- 環境専門家派遣
- 研修の実施
- その他

5. 地域環境管理メカニズムの推進

- 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(2000年から)
- アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略(1996年から)
- 北西太平洋地域海計画(NOWPAP:1991年から(財)環日本海環境協力センター設立)
- 北東アジア環境協力プログラム(NEASPEC1993年2月)
- 黄砂モニタリングネットワーク構想(2003年4月調査団派遣)
- 東アジア POPs モニタリングワークショップの開催(2002年から)

6. 環境協力を進める基盤の整備

- 人材の育成:環境研修センターでの国及び地方自治体等職員の国際環境協力入門研修、国際環境協力専門家育成及び専攻別研修等、民間技術者を対象とした研修、環境協力専門家のデータベースへの登録
- 教材等の整備・提供
- 調査研究、技術開発(各開発途上国等の環境の状況を把握し環境協力のニーズ分析調査、環境協力のあり方検討調査、途上国の環境の実態や環境保全技術の調査研究・開発の実施、地球環境研究総合推進費を通じて関係機関が実施する地球環境保全に関する調査研究・開発等支援)
- 情報提供ネットワーク:エコ・アジア・ネット、AP-NET

7. 地球環境保全にむけた研究

- アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN:1997年)
- 財団法人地球環境戦略研究機関(1998年)
- エコ・フロンティア・フェローシップ(EFF)制度(1995年)
- 国立環境研究所におけるアジア太平洋地域の研究機関との研究協力

8. 様々な主体の環境協力

- 地方公共団体による協力:平成12年度より地方公共団体等が中心となって実施する国際環境協力に対し支援、環境協力の推進に役立つようガイドブックを作成、地方自治体自ら環境協力のための組織等、拠点への支援協力
- 民間企業の取組への協力:海外に進出する日系企業の環境問題に関する情報提供
- NGOの環境協力の支援:環境事業団に設置された地球環境基金による助成(1993年度より、2000年度、300件に対し、総額876.7百万円の支援)

9.これまでのODA及び国際環境協力に関する政策方針の概要

	現「あり方」	EcoISD	ODA大綱	ECO-PAC
理念	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> 協力相手国における持続可能な開発の達成を支援すること 	<p><理念></p> <ul style="list-style-type: none"> 人間の安全保障 自助努力と連携 環境と開発の両立 	<p><目的>:</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際社会の平和と発展に貢献、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 自助努力支援 「人間の安全保障」の視点 公平性の確保 我が国の経験と知見の活用 国際社会における協調と連携 <p><重点課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 貧困削減・持続的成長・地球的規模の問題への取組・平和の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ECO-PACは、アジア太平洋地域における持続可能な発展をめざし、我が国が中心となって実施する環境協力活動を包括的にとりまとめ(パッケージ)、その基本的枠組みの下に将来展開を図ろうとするもの ECO-PACの機軸:パートナーシップの確立・強化
原則	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然資源基盤の保全や損なわれた環境の回復・改善 持続可能な開発に必要な制度、組織、情報の整備・普及、人材の育成等、途上国の対処能力の向上 	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境対処能力向上 積極的な環境要素の取り込み 我が国の先導的な働きかけ 総合的・包括的枠組みによる協力 我が国の経験と科学技術の活用 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境と開発の両立 軍事的及び軍事支出等考慮 民主化の促進、市場経済導入・基本的人権・自由の保障 	

	現「あり方」	EcoISD	ODA大綱	ECO-PAC
手法	<ul style="list-style-type: none"> 環境ODAの拡充 多国間開発援助機関の活用・資金需要見積、調達及び利用のための計画の策定、ノウハウと資金の統合等 中小企業の技術・経験の活用、技術移転・研究国際ネットワークの構築 環境状況の把握及び環境保全基本計画作りへの支援 モデル事業の実施・事前、事後の評価の充実 地域環境協力の推進・環境配慮の方針等 	<ul style="list-style-type: none"> 優遇条件による円借款・地球環境無償資金協力の充実・国際機関等との広範囲な連携の促進 <p><行動計画></p> <ol style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策 環境汚染対策 環境センターによる対処能力強化、EANETの推進支援等 「水」問題への取組 自然環境保全 		<p><u>ECO-PACの具体的取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策対話の推進 全ての主体による参加型協力の推進 重点課題への取組の強化といったアプローチを通じて引き続きアジア太平洋地域における環境協力の一層の推進
体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地球環境保全に関する関係閣僚会議」 関係省庁及び援助実施機関における体制・組織整備と相互の人事交流の促進 地方公共団体・民間団体の活動についての情報ネットワークの整備 援助機関間の連携、社会各層の参加、人材の確保、人材の育成、後方支援体制の整備、NGOの参加協力等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野における人材育成5,000人 環境ODAの事業評価 	<ul style="list-style-type: none"> 関係府省間の連携 政府と実施機関の連携 現地機能の強化 内外の援助関係者との連携 国民各層の広範な参加 人材育成と開発研究 開発教育 情報公開と広報 評価の充実 適正な手続きの確保 不正、腐敗の防止 援助関係者の安全確保 	